

トップメッセージ

平素は大阪市営地下鉄・ニュートラムをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

大阪市内を中心に9路線 137.8Kmの地下鉄・ニュートラムを運営し、日頃より一日238万人のお客さまにご利用頂いている交通局にとって、輸送の安全の確保は最も重要な使命です。平成5年のニュートラム車止め衝突事故を決して風化させることなく、当該事故はもとより、過去の事故を教訓とした安全対策を実施するとともに、安全を最優先する企業風土の醸成・定着に努めております。

そのため、当局の安全方針において「安全はすべてに優先する」と定め、職員の安全意識を高揚させ、新たな「気づき」を大切に安全の維持・向上にむけPDCAサイクルを機能させることで、全員参加の安全を迫っている次第です。

この安全報告書は、軌道法及び鉄道事業法に基づき、地下鉄・ニュートラムに関する交通局の輸送の安全の確保に関する取組みなどについて報告しております。2014年度においては、当局「中期経営計画」及び「運営方針」に基づき、お客さまの安全確保に向けた管理体制の充実、防災対策の推進、施設の安全性強化等の様々な施策を実施しました。

今年度は中期経営計画の最終年度にあたりますが、引き続きお客さまに安全・便利・快適にご利用していただくため、安全対策及び危機管理能力の向上にむけ様々な施策を実施することで、さらなる輸送の安全の確保にまい進してまいります。

本報告書の内容や当局の安全への取組みについて、ご意見・ご要望をお聞かせいただきますようお願いいたします。



大阪市交通局長

藤本昌信

私たちは、全てのお客さまに安心・信頼して地下鉄・ニュートラムをご利用いただけるよう、日々安全輸送の確保に取り組んでいます。そのため「輸送の安全の確保に関する規程」を制定し、そこに明記されている綱領を常に意識しながら、安全方針の実践に努めています。

綱 領

- 1 安全の確保は、輸送の生命である。
- 2 規程の遵守は、安全の基礎である。
- 3 執務の厳正は、安全の要件である。

安全方針

私たちは「安全はすべてに優先する」との強い決意を持ち、一丸となってお客さまに安心・信頼してご利用頂ける輸送サービスを提供します。

- 1 職務の遂行にあたっては、確認の励行に努め、常に「お客さまが最も安全である」ということを判断の基本として行動します。
- 2 輸送の安全に関する法令及び規程を熟知し、厳正かつ確実に職務を遂行します。
- 3 事故・災害の発生時には、お客さまの救護を最優先に行動し、二次災害の防止など速やかに安全適切な処置をとります。
- 4 輸送の安全に関する情報は、正確かつ迅速に共有するとともに公表に努め、事故の未然防止に取り組みます。
- 5 常に知識・技術・技能の向上に努め、輸送の安全確保に取り組みます。
- 6 日々、安全を確保するため、業務の継続的な改善に取り組みます。